



## 排水栓装置

審決取消請求事件

令和3年4月28日判決（知財高裁） 令和2年（行ケ）第10030号

キーワード：主引用発明に周知技術を適用する動機付け／主引用発明の課題

担当 弁理士 須藤 淳

### 1. 事案の概要

原告は、発明の名称を「排水栓装置」とする特許権（特許第5975433号）を保有していたが、被告が平成31年3月7日、本件特許について特許無効審判（無効2019-800019号）を請求した。特許庁は、令和2年2月6日、進歩性欠如を理由として「特許第5975433号の請求項1に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をしたので、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案である。

### 2. 結論

審決取消

### 3. 本件特許権

特許番号 : 第5975433号

発明の名称 : 排水栓装置

出願日 : 平成22年5月18日

登録日 : 平成28年7月29日

### 4. 本件発明

#### 【請求項1】

水槽の底部に、円筒状陥没部を形成し、  
該円筒状陥没部の底部に形成された内向きフランジ部が排水口金具と接続管とで挟持取付けられて排水口部を形成し、

該排水口部には、排水口金具を露出しないように覆うカバーが該円筒状陥没部内に設けられ、

その円筒状陥没部内を上下動するカバーが、  
前記排水口金具のフランジ部とほぼ同径であるとともに、  
前記円筒状陥没部に接触せず、

止水時には、水槽の底部面に概ね面一とされ、

該カバーの下面には、排水口金具とで密閉可能に止水するパッキンを挿通保持する軸部

が設けられて排水栓を構成し、

該排水栓の昇降でパッキンによる開閉がされることを特徴とする排水栓装置。

## 5. 審決の判断

本件発明は、本件出願前に頒布された刊行物である甲1（独国実用新案第29904139号明細書）に記載された発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件特許は、特許法29条2項の規定に違反してされたものであるから、無効とすべきものである。

## 6. 争点

本件発明の進歩性判断の誤り

## 7. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

### （1）本件発明と甲1発明の相違点

#### （相違点1）

縁部について、本件発明は、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に形成された内向きフランジ部が排水口金具と接続管とで挟持取付けられているのに対し、甲1発明は、貫通する方法で湾曲しながら徐々に下側に向かって縁部2が形成されて、該縁部2が挟持取付けられている点。

#### （相違点2）

排水口部のカバーが、本件発明は、円筒状陥没部内に設けられ、その円筒状陥没部内を上下動し、円筒状陥没部に接触しないのに対し、甲1発明は、円筒状陥没部や内向きフランジ部が形成されていないので、本件発明のような構成を備えていない点。

### （2）周知技術について

前記アの記載事項によれば、「水槽の底部に、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に内向きフランジ部を形成し、該内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付けること」（本件周知技術）は、本件出願当時、周知であったことが認められる。

### （3）相違点1の容易想到性について

原告は、本件審決は、「水槽の底部に、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に内向きフランジ部を形成し、該内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付けること」（本件周知技術）は、本件出願前の周知技術にすぎないから、取付けの強固さや水密性等を考慮して、甲1発明の「縁部2」の構成を、本件周知技術のように、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に形成された内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付けることによって、相違点1に係る本件発明の構成とすることは、当業者が容

易になし得たことである旨判断したが、甲1発明に本件周知技術を適用する動機付けはないから、本件審決の判断は、誤りである旨主張するので、以下において判断する。

ア 甲1発明は、「浴槽の底部1は、開口部を有し、その縁部2は、貫通する方法で湾曲しながら徐々に下側に向かって成形され、この開口部の中には、排水装置が挿入されており、この排水装置は、おおよそ筒状を呈した排水ケーシング3を有しており、排水ケーシング3の上端部にはパッキン5を保持し固定するフランジ4が配置されて、上記縁部2の下端が該パッキン5に接しており、上側からは、排水カップ6が、排水ケーシング3の中へネジ固定により挿入されて、上部外側の縁部分で浴槽の底部に接しており、排水カップ6の内側には、排水カップ6の上端の径と略同径の閉塞板7が挿入されており、タペット8を用いることにより上昇させたり、下降させたりすることができ、閉塞板7は、開口部に接触せず、閉鎖時には、浴槽の底部1に概ね面一とされ、閉塞板7の裏側には、径内方向に凹んだ断面コ字状の環状の溝部が設けられ、該溝部にパッキンが保持されている、排水装置」(前記第2の3(2)ア)である。

甲1の図面(別紙2参照)は、排水ケーシング3の円形断面の中心線における断面図であること(前記2(2)イ(イ))、甲1の「ここでは、唯一の図面が、本発明に基づく排水装置の横断面の形状を示している。ここに示された一つの浴槽の底部1は、一つの開口部を有しており、その縁部2は、貫通する方法で下側に向かって成形されている。この開口部の中には、排水装置が挿入されており、この排水装置は、排水ケーシング3を有している。…排水カップ6の内側には、閉塞板7が挿入されており、一本のタペット8を用いることにより上昇させたり、下降させたりすることができる。」(前記(1)ウ)との記載に照らすと、甲1の図面は、閉塞板7が下降し、開口部を閉鎖した状態を示した図面であることを理解できる。

そして、甲1の図面から、甲1発明の縁部2は、断面形状が内側に湾曲しながら徐々に下側に向かって縮径する構成を有し、縁部2の湾曲面に上部外側の縁部分が当接する排水カップ6と、縁部2の下端に接するパッキン5を保持し、固定するフランジ4を含む排水ケーシング3とで挟持取り付けられていることを理解できる。

他方で、甲1には、縁部2が排水カップ6と排水ケーシング3とで挟持取り付けられていることやその作用等について明示的に述べた記載はない。

また、甲1の記載事項全体(図面を含む。)をみても、縁部2が排水カップ6と排水ケーシング3とで挟持取り付けられている構成について、取付けの強固さや水密性等の観点から、改良すべき課題があることを示唆する記載もない。

イ 次に、「水槽の底部に、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に内向きフランジ部を形成し、該内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付けること」(本件周知技術)が、本件出願当時、周知であったことは、前記(1)イのとおりである。

他方で、本件周知技術に係る甲3、5及び8には、円筒状陥没部の底部に形成した内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成の作用等について述べた記載はない。

また、甲3、5及び8には、取付けの強固さや水密性等の観点から、内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成が、甲1の図面記載の縁部2が排水カップ6と排水ケーシング3とで挟持取付けられる構成よりも優れていることを示唆する記載はない。

ウ 前記ア及びイによれば、甲1に接した当業者は、甲1発明の縁部2の構成について、取付けの強固さや水密性の点において課題があることを認識するとはいえないから、甲1発明の縁部2に本件周知技術の構成を適用する動機付けがあるものと認めることはできない。

したがって、当業者は、甲1及び本件周知技術に基づいて、甲1発明において、相違点1に係る本件発明の構成とすることを容易に想到することができたものと認めることはできない。

これと異なる本件審決の判断は誤りである。

以上